

東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（学校教育法施行規則の適用条文改正等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
第2章 指定学校	第2章 指定学校
(指定学校等の定義)	(指定学校等の定義)
<p>第2条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の1に該当する施設をいう。</p>	<p>第2条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の1に該当する施設をいう。</p>
<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては、旅客鉄道会社の指定を受けた学校に限る。</p>	<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては、旅客鉄道会社の指定を受けた学校に限る。</p>
(中略)	(中略)
<p>(4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号、第155条第2項第5号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校</p>	<p>(4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校</p>
(中略)	(中略)
<p>2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童又は幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受ける者をいう。</p>	<p>2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童又は幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受ける者をいう。</p>
<p>(1) 前項第1号に規定する学校の場合</p>	<p>(1) 前項第1号に規定する学校の場合</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 前項第4号に規定する学校の場合 学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第5号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(指定学校としての指定条件) 第3条 前条第1項第1号ただし書及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があった学校であって、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。 (1) 修業期間は、連続して12箇月以上となっていること。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前条第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第5号又は第156条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(指定の申請) 第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号ま</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 前項第4号に規定する学校の場合 学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(指定学校としての指定条件) 第3条 前条第1項第1号ただし書及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があった学校であって、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。 (1) 修業期間は、連続して12箇月以上となっていること。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前条第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(指定の申請) 第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号ま</p>

現行	改正
<p>でに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する鉄道事業本部長（直轄所管区域に係るものに限る。）、静岡支社長又は関西支社長（以下「支社長等」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあつては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p>	<p>でに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する鉄道事業本部長（直轄所管区域に係るものに限る。）、静岡支社長又は関西支社長（以下「支社長等」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあつては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p>
<p>2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。</p>	<p>2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 学校指定申請書</p>	<p>(1) 学校指定申請書</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号、第 155 条第 2 項第 5 号又は第 156 条第 3 号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写（以下、これらを「設立認可書等」という。）</p>	<p>(2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号、第 155 条第 2 項第 6 号又は第 156 条第 3 号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写（以下、これらを「設立認可書等」という。）</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(指定救護施設の定義)</p>	<p>(指定救護施設の定義)</p>
<p>第 21 条 この規則において「指定救護施設」とは、次の各号の 1 に該当する施設で、旅客鉄道会社の指定を受けたものをいう。</p>	<p>第 21 条 この規則において「指定救護施設」とは、次の各号の 1 に該当する施設で、旅客鉄道会社の指定を受けたものをいう。</p>
<p>(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 17 条に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第 41 条、第 42 条、<u>第 43 条の 2、第 43 条の 3</u>及び第 44 条<u>まで</u>に規定する児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設及び児童自立支援施設</p>	<p>(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 <u>12 条の 4</u>に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第 41 条、第 42 条及び第 44 条に規定する児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設及び児童自立支援施設</p>
<p>(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。</p>	<p>(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。</p>
<p>(3) <u>社会福祉事業法</u>（昭和 25 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。</p>	<p>(3) <u>社会福祉法</u>（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。</p>
<p>(4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設。</p>	<p>(4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設。</p>

現行	改正
<p>ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。</p> <p>(5) 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院及び同法第 16 条に規定する少年鑑別所</p> <p>(6) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所</p> <p>(以下略)</p>	<p>ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。</p> <p>(5) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所</p> <p>(6) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。